

○ 経済産業省令第八十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（輸出貿易管理令別表第一関係）

第一条 「略」

改 正 前

（輸出貿易管理令別表第一関係）

第一条 「略」

第二条 「略」

一・二 「略」

第二条 「略」

一・二 「略」

三 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（へからやまでに該当する物質を含む混合物については、へからタまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）

イヽワ 「略」

カ N・N-ジアルキルアミノエタン一一チオール（アル

三 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（へからやまでに該当する物質を含む混合物については、へからタまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）

イヽワ 「略」

カ N・N-ジアルキルアミノエタン一一チオール（アル

キル基の炭素数が三以下であるものに限る。二一一ジイソプロピルアミノエタンチオールを含む。) 及びそのプロトン化塩類(二一一ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。)

ヨリヤ 「略」

2・3 「略」

第一条の二 「略」

第三条 輸出令別表第一の四の項の經濟産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一(二) 「略」

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング

若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 次の1から4までの全てに該当するもの

1 最大推力が四〇〇ニュートンを超えるもの(最大推

力が八、八九〇ニュートンを超えるものであつて、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したもの(を除く。)

2 燃料消費率が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

3・4 「略」

キル基の炭素数が三以下であるものに限り、二一一ジイソプロピルアミノエタンチオール及び二一一ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。) 及びそのプロトン化塩類

ヨリヤ 「略」

2・3 「略」

第一条の二 「略」

第三条 輸出令別表第一の四の項の經濟産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一(二) 「略」

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング

若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 次の1から4までの全てに該当するもの

1 機体に搭載されていない状態における最大推力が四

〇〇ニュートンを超えるもの(機体に搭載されていない状態における最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであつて、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。)

2 海面上における國際民間航空機関が定める標準大気状態での最大連續推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

3・4 「略」

(二) [略]

ロ ル [略]

四 二十七 [略]

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (四) [略]

五 合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ コンタミネーションを防止するように特に設計したもの

ロ 第七号ハ (一) 1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの

六 (十) [略]

法において使用するように特に設計したもの

六 (十) [略]

十一 潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ハ [略]

ニ 電子機器の冷媒用に設計した液体であつて、フルオロカーボンからなるもののうち、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)・(二) [略]

十二 (十四) [略]

十五 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ [略]

(二) [略]

ロ ル [略]

四 二十七 [略]

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (四) [略]

五 合金又はその粉末の製造用の装置(コンタミネーション防止対策を講じてあるものに限る。)であつて、第七号ハ(二) 1から8までのいずれかに該当する方法において使用するよう

に設計したもの

〔新設〕

〔新設〕

六 (十) [略]

十一 潤滑剤として使用することができる材料又は振動防止用若しくは冷媒用に使用することができる液体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ハ [略]

ニ 電子機器の冷媒用に使用することができる液体であつて、フルオロカーボンからなるもののうち、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)・(二) [略]

十二 (十四) [略]

十五 繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ [略]

一八 「略」

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が次の（一）から（六）までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（七）から（十）までのいずれかに該当するもの（（十一）から（二十）までに該当するものを除く。）

（二）～（九）

（十） 次の1及び2に該当するもの（（七）から（九）までに該当するものを除く。）

1 「略」

2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によつて実現されているもの

一八 「略」

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が次の（一）から（六）までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（七）から（十）までのいずれかに該当するもの（（十一）から（二十）までに該当するものを除く。）

（二）～（九） 「略」

（十） 次の1及び2に該当するもの（（七）から（九）までに該当するものを除く。）

1 「略」

2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によつて実現されているもの

(十二)～(十五) 「略」

(十六) 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はその部分品

(十七) 「略」

(十八) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管理若しくは保守に関するものに限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はこれらの部分品

(十九) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1 「略」

2 次のいずれかに該当するもの

一 「略」

二 オペレーティングシステム（第二十一条第一項第

七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの

(二十) 「略」

口

(十二)～(十五) 「略」

(十六) 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの若しくは八以上のデバイスに相互接続することができないものであつて、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が一〇〇メートルを超えない範囲に限定されているもの又はその部分品

(十七) 「略」

(十八) ルーター、スイッチ若しくはリレーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管理若しくは保守に関するものに限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はこれらの部分品

(十九) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1 「略」

2 次のいずれかに該当するもの

一 「略」

二 オペレーティングシステム（第二十一条第一項第

七号、第八号の二、第九号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの

(二十) 「略」

(二) ある貨物（本号から第十二号までに該当しないものに限る。）を本号イに該当するもの（本号ヘに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。）を第二十一条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの

(二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又は第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるよう設計し、若しくは改造したもの

(一) ある貨物（本号から第十二号までに該当しないものに限る。）を本号イに該当するもの（本号ヘに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を第二十一条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの

(二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又は第二十一条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるよう設計し、若しくは改造したもの

ハヽヘ 「略」

十 「略」

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであつて、次のいずれかに該当するもの

ハヽヘ 「略」

十 「略」

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ若しくは迂回させるものであつて、暗号解析を行うよう設計し、又は改造したものの（リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能を実行するよう設計し、又は改造したもの）

「新設」

「新設」

イ 暗号解析を行うように設計し、又は改造したもの（リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能を実行するよう設計し、又は改造したもの）

ロ 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの（イ又は第七条第五号に該当するものを除く。）であつて、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端

「新設」

末の認証又は承認制御を迂回することができるよう設計したもの（電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の（一）から（四）に掲げるものを除く。）

（二）デバッカー、ハイパーバイザ―

（二）論理データ抽出に限定されたもの

（三）チップオフやJTAGを使用してデータ抽出するもの

（四）ジエイルブレーキング又はルート化用に特別に設計されたもの

十二 第九号から前号までのいずれかに該当する貨物若しくは本号に該当する測定装置の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号又は第九号の二のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一九の三 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（二）～（五） 「略」

（六） 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以

十二 第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第八号の二又は第九号のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一九の三 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（ニに該当するものを除く。）

（二）～（五） 「略」

（六） 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以

下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 単一横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - 一 定格出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの
 - 二 次のイ及びロに該当するもの
- イ 定格出力が五〇〇ワットを超えるもの
ロ スペクトルバンド幅が四〇ギガヘルツ未満のもの

2 「略」

(七) 「(十)」「略」

ロ「へ」「略」

十の二「十六」「略」

第十条・第十一条 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（船舶の発電若しくは推進に適合したガスタービンエンジンであつて、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジンから派生したものを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの又はそのために特に設計した組立品若しくは部分品

イ 國際規格 ISO三九七七／二（一九九七）が定める比較基準条件での定常状態で動作する場合の最大連続出力が二四、二四五キロワット以上のもの

下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 単一横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - 一 定格平均出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの
 - 二 次のイ及びロに該当するもの
- イ 定格平均出力が五〇〇ワットを超えるもの
ロ スペクトルバンド幅が四〇ギガヘルツ未満のもの

2 「略」

(七) 「(十)」「略」

ロ「へ」「略」

十の二「十六」「略」

第十条・第十一条 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（船舶の発電若しくは推進に適合したガスタービンエンジンであつて、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジンから派生したものを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの又はそのために特に設計した組立品若しくは部分品

イ 國際規格 ISO三九七七／二（一九九七）が定める比較基準条件での定常状態で動作する場合の最大連続出力が二四、二四五キロワット以上のもの

四 液体燃料の使用時の補正燃料消費率が最大連続出力の三五パーセントにおいて一キロワット時当たり〇・二一九キログラム以下のもの

三 「略」

四 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イヽホ 「略」
ヘ準軌道用の飛しよう体

四の二「二十」「略」

第十三条 輸出令別表第一の一四の項(一)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

4| 2
• 3 「略」
5| 「削る」
「削る」
「削る」

6| 8 「略」

第十四条～第十六条 「略」

第十七条 「略」

四 液体燃料の使用時の補正燃料消費量が最大連続出力の三五パーセントにおいて一キロワット時当たり〇・二一九キログラム以下のもの

三 「略」

四 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イヽホ 「新設」「略」

四の二「二十」「略」

第十三条 輸出令別表第一の一四の項(一)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

7| 5| 4| 2
• 6| 削除
「略」

第十三条 輸出令別表第一の一四の項(八)の経済産業省令で定める仕様のものは、一〇〇マイクロ秒未満のシャッター速度を有する電気制動シャッターであつて、フォトクロミック作用又は電気光学効果を利用したもの（カメラ用に設計したものを除く。）とする。

8| 10 「略」

第十四条～第十六条 「略」

第十七条 「略」

二 第四条第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第四条第二号から第十六号までのいずれかに該当するもの

（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

2 (5) 「略」

6 「略」

一 第四条第十二号ハ若しくはニ若しくは第十五号ハ若しくはニ又は第十四条第一号に該当するものを設計するためのプログラム

二 有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設計するためのプログラム（前号に該当するものを除く。）

7 「略」

第十八条 「略」

第十九条 外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (5) 「略」

2 「略」

3 外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用のマスク又はレチクルのパターンを設計するために特に設計したコンピューターショナル・リソグラフィ・プログラム

二 (4) 「略」

五 直径三〇〇ミリメートルのシリコンウエハーの外周の除外

二 第四条第二号、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第四条第三号から第十六号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

2 (5) 「略」

6 「略」

一 第四条第二号、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものを設計するためのプログラム

二 有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設計するためのプログラム（前号に該当するものを除く。）

7 「略」

第十八条 「略」

第十九条 外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (5) 「略」

2 「略」。

3 外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 導体、絶縁体又は半導体に対してマスクパターンを転写させるためのリソグラフィ工程、エッチング工程又は成膜工程を条件設定するための物理的シミュレーションプログラム

二 (4) 「略」

五 「新設」

領域を二ミリメートル以下としたウエハーの表面に對するスライス、研削及び研磨の技術のうち、長さ二六ミリメートル、幅八ミリメートルの長方形に分割されたいずれの領域における平坦度が二〇ナノメートル以下を達成するために必要な技術（プログラムを除く。）

「略」

外為令別表の七の項（五）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 削除

二～五 「略」

第二十条 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

二の二 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの（同条第十一号ロに該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの（同条第十一号ロに該当するものを除く。）の使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四～六 「略」

七 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

「略」

外為令別表の七の項（五）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 導体、絶縁体又は半導体に對してマスクパターンを転写させるためのリソグラフィ工程、エッチング工程又は成膜工程を条件設定するための物理的シミュレーションプログラム

二～五 「略」

第二十条 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

二の二 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの（同条第十一号ロに該当するものを除く。）の使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四～六 「略」

七 第八条第九号から第十一号まで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

七の二 第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム

八 「略」
八の二 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

八の三 第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム

九 プログラムであつて、第八条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものにあっては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。）

九の二 プログラムであつて、第八条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（侵入プログラムを除く。）

十～十七 「略」

2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十四 「略」

十五 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであつて、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののため

「新設」

八 「略」
八の二 第八条第九号から第十一号まで又は次号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム
〔新設〕

九 プログラムであつて、第八条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものにあっては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。）

〔新設〕

十～十七 「略」

2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十四 「略」

〔新設〕

項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののため

に専用に設計又は改造したプログラムを除く。)

イ 通信サービスプロバイダから、ハンドオーバーインター
フェースを用いて取得した通信内容又はメタデータに対し
て、ハードセレクターに基づいて検索を実行するもの
ロ 通信内容若しくはメタデータ又はイの検索に基づき、関
係する人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追
跡するもの

ハ 課金目的

ニ ネットワークのサービス品質管理（QoS）

ホ 利用者の体感品質管理（QoE）

仲介装置

ト モバイル決裁又は銀行業務

十六 第十五号のプログラムの設計、製造又は使用（操作に係
るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

3・4 「略」

第二十二条～第二十四条 「略」

第二十五条 「略」

2 「略」

3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに
該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラム
を除く。）又はその設計のためのプログラム

イヽリ 「略」

ヌ ファンブレードであつて、次の（一）及び（二）に該当

「新設」

第一十五条 「略」

3・4 「略」

第二十二条～第二十四条 「略」

第二十五条 「略」

2 「略」

3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに
該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラム
を除く。）又はその設計のためのプログラム

イヽリ 「略」

ヌ 中空のファンブレード

するもの

(一) 真空又はガスのみからなる閉鎖キヤビティを一以上有し、閉鎖キヤビティの体積の合計がファンブレードの総体積の二〇パーセント以上のもの

(二) 体積が五立方センチメートル以上の閉鎖キヤビティを一以上有するもの

ル(ヲ)「略」

三・四「略」

4・5「略」

〔新設〕

〔新設〕

ル(ヲ)「略」

三・四「略」

4・5「略」

第二十六条「略」

一・二「略」

三 技術であつて、当該技術を用いることによつて、ある貨物が第十三条第八項に該当する貨物の有する機能を發揮できるように特に設計したもの

第二十七・第二十八条「略」

別表第二・別表第三「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

この省令は、令和三年一月二十七日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六条「略」

一・二「略」

三 技術であつて、当該技術を用いることによつて、ある貨物が第十三条第十項に該当する貨物の有する機能を發揮できるように特に設計したもの

第二十七・第二十八条「略」

別表第二・別表第三「略」